



最高裁秘書第5129号

平成30年1月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月8日付け（同月11日受付，最高裁秘書第4914号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成30年1月の最高裁判所長官交代に際して作成された事務引継書及び関連資料

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

